

氏名(本籍)	塙 原 康 子(東京都)			
学位の種類	芸術博士			
学位記番号	博音第12号			
学位授与年月日	平成2年3月26日			
学位論文等題目	「19世紀の日本における外来音楽の受容」			
論文等審査委員				
(主査)	東京芸術大学	助教授	(音楽学部)	上参郷 祐康
(副査)	//	教授	(//)	服部 幸三
(//)	//	教授	(//)	大岡 信
(//)	//	助教授	(//)	柘植 元一
(//)	東京国立文化財研究所 芸能部音楽舞踊研究室長			蒲生郷昭

「十九世紀における外来音楽の受容 レジュメ」
塙原康子

本研究は、日本音楽史における近世から近代への転換期を対象とし、音楽史の通時的理義の立場から外来音楽（西洋音楽と明清樂）の受容と音楽活動の形式に関する事例研究を行い、共時的理義の立場（比較文化的立場）から両者を比較し、全体的考察を試みた。本研究は五章から構成され、第一章において外来音楽の受容と音楽活動の成立を規定する諸条件を提示し各事例研究の位置づけを行った後、第二章以下で四つの事例研究を行った。

第二章では、江戸後期の洋学者である宇田川榕菴の西洋音楽研究を検討した。榕菴の音楽関係の草稿はこれまで十分に検討されなかつたが、鎖国下で西洋音楽と明清樂という異質な音楽に接した事例として貴重である。榕菴はそれ以前の蘭日辞書に含まれない西洋音楽の音律・楽器関係の専門用語を蘭語百科事典等から抽出し、音訳中心に訳出しているが、相当語のないintervalの理解および楽器関係の語彙の古さに音楽活動と切り離された受容の限界が示されているとも考えられる。榕菴の西洋音楽に関する事跡は化学における事跡とは対照的に孤立したものとなり、明治期の楽譜翻訳事業等には結びつかなかつた。

第三章では、明治初期における西洋音楽導入の契機となった行幸、外交行事、宮中行事、官民の新しい事業とともにう式典における奏楽状況を分析し、その導入過程を明らかにした。西洋音楽はまず行幸・外交行事における儀礼奏楽として使用され、最初期から限定的ではあるが制度化された音楽活動として定着した。初期には奏楽機会の別にかかわらず唯一の奏楽団体である軍楽隊によって演奏が行われたが、宮中行事における専任楽団の必要性が高まり、明治七年から式部寮伶人による西洋音楽兼修が開始された。明治十年以降は、新しい式典や余興への奏楽依頼が増加して西洋音楽の音楽活動は初期の閉じた場から開いた場へと展開し、市民生活にも浸透し始めた。

第四章では、外来音楽の受容主体となった「人」に着目し、海軍軍楽隊と式部寮伶人による西洋音楽伝習の事例を検討した。最初の職業的音楽家である海軍軍楽隊は、初期には地方士族出身者が圧倒的に多く、儀礼奏楽が業務の中心であった。その後奏楽機会が多様化するに従い、自立的な音楽活動を目指して部内の整備が進められた。明治維新後の雅楽伝承制度改編によって東上した式部寮伶人は、西洋音楽に対する学習意欲が高く式部寮の枠外

に活動を広げた。音楽取調掛が設立された明治十二年には、二つの団体でピアノや管弦楽の伝習が開始され、西洋音楽の学習が新たな段階を迎えたことを象徴している。

第五章では、江戸後期から明治期にかけての明清樂の音楽活動の状況を、当時刊行された譜本や奏楽記録の分析によって明らかにした。明清樂には伝来当初から、西洋音楽の場合のような代替不可能な奏楽機会や曲種が存在せず、明治十年代から二十年代の流行期には、江戸後期以来の文人趣味とは無関係な方向に音楽活動が拡大され、曲目・伝承制度の両面において近世邦楽への接近がみられた。その結果、外来音楽としての異質性が低下し、さらに日清戦争という外的打撃によって、独立した音楽活動は衰退に向かった。

以上の事例を、外来音楽の受容を規定する要因と、音楽活動の成立を規定する条件に照らして比較・整理すると、以下のようになる。

条件 事例	受容時 期	担い手/ 芸質	音楽活動の場	制度形成	規範性	在来音楽 との関係
榕菴	鎖国期	洋学者/ 非専門的	—	—	高い	有
行事	明治期	職業的 音楽家/ 専門的	閉じた場 ↓ 開いた場	成	高い	無
軍楽隊 伶人	明治期	地方士族/ 専門的 雅楽家/ 専門的	閉じた場 ↓ 開いた場	(成) (成)	高い 高い	無 有
明清樂	鎖国期 明治期	文人/ 非専門的 多様化/ 専門的	閉じた場 開いた場	不成 成→不成	高い 高→低	無 無→有